

東京都葛飾通勤寮事業計画

平成19年度

社会福祉法人 原町成年寮

東京都葛飾通勤寮平成19年度事業計画

一 東京都葛飾通勤寮の基本理念

運営法人の原町成年寮は、全国に先駆けて昭和37年に通勤センター原町成年寮を開設し、知的に障害を持つ方の一般就労と社会生活の促進に取り組んできた。東京都葛飾通勤寮は社会福祉法人原町成年寮の基本理念に基づき、東京都から指定管理者として認定され運営している。

1 基本理念

利用者の一般就労と社会生活能力の向上

法人内他事業との連携に基づき、利用者が豊かな人生を送ることに貢献する。

地域社会への貢献

上記、基本理念に基づき事業を実施する。

二 概要

障害者自立支援法の施行により、通勤寮は旧法の支援施設となった。利用者にとっては、新たに定率負担と光熱水費の実費負担が課せられるとともに、食事の提供は応諾義務となり、基本的に365日の食事提供体制が求められている。

一方、平成18年度より指定管理者制に移行し、向こう4年間は原町成年寮が東京都葛飾通勤寮を運営することとなっている。この指定管理期間中に自立支援法のどの事業へ移行するのか、都と協議を続けながら方向性を示していく必要がある。

しかし、通勤寮のもつ、職場定着・育成・リハビリテーションを一体的に提供する機能は自立支援法の新体系には用意されておらず、新体系に移行しようにも行けない状態である。制度の改善を期待したい。

利用者のニーズからみると、通勤寮の持つ就労と生活の一体的支援機能は、成年期への成長過程にある利用者にとっては極めて高いニーズがある。特に教育現場が特別支援教育となり、一般企業就労へシフトしてきている時に、高等部卒業生の受け皿として通勤寮は大きな役割を持っている。今年度も新たな新卒者を迎え、就労と生活の一体支援に取り組む。

三 通勤寮のコンセプト

1 障害があっても社会に貢献できる人材を育てることを大きな目標とする。
具体的には4つの獲得目標を掲げる。

ADLの自立

身のまわりのことを自分でやり、起床から就寝まで生活のリズムが確立する。

経済的自立

就労が安定し、金銭管理ができる。障害基礎年金が受給できている。

社会性の獲得

他人と良好な関係がとれる。法令や社会規範を遵守した生活ができる。

精神的自立

ストレスに対処ができて、精神的に安定する。

2 4つの獲得目標を実現するためのプログラム

ADLの自立

TPOに応じた衣類の点検補充、居室整理日の設定、整理援助及び代行

経済的自立

職場との調整、各就労機関との連携、労働条件の交渉、再就職の支援、障害基礎年金の申請代行、日常的な金銭ノートの点検

社会性の獲得

集団プログラムの設定、自治会活動、セミナーへの参加、外部講師による学習

精神的自立

余暇支援、日常の相談、オンブズマン等の利用、カウンセラーや精神科医の紹介

四 外部機関への機能提供

地域移行の為に体験が必要な入所更正施設利用者や卒後の生活実感の獲得の為に希望する養護学校生徒に対し、通勤寮の生活を体験してもらうために、居住の場を提供する。

五 利用者支援計画

1 支援原則

上記コンセプトを基本的に据え、導入としては五月の連休を利用してオリエンテーションを実施する。また、利用者支援ガイドラインに沿って、業務の標準化に努めることとする。

2 個別支援計画

重要事項説明書にそって、新規入寮時、又半年に1回個別支援計画を策定する。利用者の同意を得ること基本とする。アセスメント・個別記録についても、電子記録化が可能かどうか、検討していく。

3 個別プログラム

金銭 火曜日

基礎、エイト、振り分けといった三つの管理方法をベースに、個々の能力に合わせて実施するほか、全体プログラムとして、個別費用チェック・給与振り分け・講座を実施する。

個別調理

希望者によりボランティアの協力を得て月2回月曜日に調理の基礎を習得する。

自治会 最終木曜日

寮内の生活上の問題については、自治会で利用者に一度協議してもらう方法をとる。

テーマについては、その都度自治会役員と相談して決める。また、利用契約や福祉サービスの利用についても、学習をする。

身辺 金曜日

個人の現状に合わせ、個別に対応することを原則とするが、特に身の支援が必要な利用者は増えており、昨年同様毎週金曜日を身辺の日とし、集中的に取り組み、指導の徹底をはかる。

性教育講座

男女別・能力別を実施する。

裁縫

希望者を募り、余暇活動として実施する。ボランティアの活用をはかる。

英会話

外国人教師を呼び、利用者により、毎土曜日実施。1昨年より、教師の国にホームステイを実施しており、今年度も可能であれば実施する予定。

パソコン教室

講師を呼び、希望者に実施。

夕食会

毎月最終土曜日にバイキング形式で実施する。必要に応じ、利用者の卒寮式を兼ねる。

大清掃・体重測定

毎月第4日曜日に実施する。

4 年間行事計画

月	内 容	備 考
4	関東通勤寮ソフトボール大会	関東地区通勤寮対抗
5	オリエンテーション	
6		
7	健康診断	
8	サマーキャンプ	
9		
10	班別旅行・チャリティーコンサート	班別
11	関東通勤寮利用者集会	
12	健康診断 クリスマス会 納会 全体忘年会	
1	正月旅行（残留者のみ） 成人式	
2	スノーシュー及び温泉旅行 みかん狩り	希望者
3	福祉マラソン	東社協主催

5 職場開拓・職場定着支援

以前と比べて、各区に就労支援センターが設置され、職場開拓支援は数段改善された。一方で、養護学校新卒者の職場定着支援は必要性が増しているし、ミスマッチもある。法人就労支援センターや他関係機関と連携しながら、日常的な職場訪問を実施して定着度を高める。

6 アフターケア及びグループホームのバックアップ

法人地域生活援助センターと連携しながら、退寮者の必要なアフターケア及びグループ

ホーム利用者の必要な支援を行う。

六 利用者の健康管理

年二回、7月と12月に全体の健康診断を実施する。事業所の検診と重なる場合には、事業所を優先して寮の検診から外す場合もある。12月にはインフルエンザの予防接種を実施する。疾患があり定期通院が必要な利用者については、嘱託医や医療機関との連携をはかりながら、病状の把握と治療に努めていく。また脳波検査やカウンセリングなどの精神科受信を取り入れて、改善を図っていく。

七 預り金管理

現金保管が長期化しないよう、預かり金管理規定にそって、迅速な処理と月次総括表を作成し、適切な管理を図る。

八 給食

応諾義務化により、基本的には365日の給食体制が要求される。

肥満対策が必要な利用者には名札を置いて分かり易くする配慮をする。

献立

栄養士の献立表に基づき実施する。

生活習慣病対策

ダイエットの必要な利用者には支援員と連携し対策を検討していく。

衛生面の配慮

利用者の食器洗いに注視していくとともに、調理職員が月1回程度の夜の勤務に入り、衛生面の指導を行う。又2ヶ月に1回のペースで調理場全体の定期清掃に取り組む。

嗜好調査及び残滓調査

最低1回は実施して、献立表の作成に反映させる。

検食

利用者の食前の検食を支援員の業務として実施していく。

九 防災教育

消防計画により、月1回の避難訓練・必要な消火訓練及び通報訓練を実施する。

十 保護者との連携

原則として毎月第三日曜日に保護者会を開催する他、特に家庭との連携が必要な利用者については、実施機関と連携しながら、調整に努める。

十一 地域との連携

養護学校の学校評議員要請については、積極的に応じる体制をとるほか、地域就労ネットワークに担当者を派遣する。また、災害活動支援協定に基づき、必要な活動を実施していく。

十二 苦情処理事業

男女各一名の苦情解決第三者委員による面談を月1回実施するほか、意見箱を設置する。苦情の内容によっては、指導会議で討議し、解決策を本人に提示する。

十三 個人情報の保護および適正管理・情報提供について

個人情報保護規定及び情報公開・開示規定に基づき、個人情報について適切に取り扱う。

十四 利用者への虐待等防止措置

利用者への虐待を防止するために、虐待防止責任者を配置し、職員の必要な研修を実施する。

十五 職員関係

1 勤務

週40時間・4週8休体制を実施しているが、失業者・支援(処遇)困難者の増加、入・退寮に必要な業務・健康管理アフターケア業務の増加など、労基法に定める週1回の宿直回数の維持は困難になっている。業務の効率化を引き続きはかかっていく。また各人が資格の取得や研修の機会を得られるよう、配慮していく。

2 健康管理

年2回の定期健康診断を実施し、職員の健康維持につとめる。

3 職員研修計画

次世代を担う人材育成を目的として、資格取得等の研修については、積極的に実施していくことを前提として、外部研修や内部研修に取り組むほか、個人の資質の向上のための研修は可能な限り受け入れていく。

ア 外部研修

アサーショントレーニング

全国施設長会議

全国通勤寮会議

東社協事務研修

通勤寮調理部会

入所更生施設等通勤寮以外の施設見学

福祉協会・通勤寮部会・東社協知的発達障害部会等以外の自主研修にも参加できるよう、可能な限り便宜を図っていく。

イ 内部研修

新任研修のほか、自立支援法の同行を睨み必要な研修を実施する。

